

技 第 2 6 5 号  
建 不 第 4 8 1 号  
令 和 3 年 7 月 13 日

各建設業関係団体の長 様

千 葉 県 県 土 整 備 部 長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき  
区域の変更及び期間の延長（令和3年7月8日）に伴う工事及  
び業務の対応について

このことについて、令和3年7月12日付け事務連絡で国土交通省不動  
産・建設経済局建設業課長から別紙1のとおり通知がありましたつきまして  
は、本県においては、別紙2のとおり取り扱うこととしましたので、貴団体  
におきましても御理解と傘下会員への周知をお願いします。

県土整備部  
技術管理課企画調整班 043-223-3442  
建設・不動産業課契約・審査班 043-223-3116

事務連絡  
令和3年7月12日

各都道府県入札契約担当部局長 殿  
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更  
及び期間の延長（令和3年7月8日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年6月17日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年6月21日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年7月8日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について沖縄県のみから東京都を加えた1都1県に変更し、実施すべき期間について同8月22日までとすることが決定されるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域について、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の1都1道2府6県から北海道、東京都、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県を除いた1府3県に変更し、実施すべき期間について同8月22日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月25日付け国不入企第3号）等の内容を踏まえ、引き続き適切なお対応を宜しく申し上げます。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しく申し上げます。

技 第 2 6 5 号  
建 不 第 4 8 1 号  
令 和 3 年 7 月 13 日

部 内 各 課 の 長

様

部 内 各 出 先 機 関 の 長

県 土 整 備 部 長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき  
区域の変更及び期間の延長（令和3年7月8日）に伴う工事及  
び業務の対応について（通知）

このことについて、令和3年7月12日付け事務連絡で国土交通省不動  
産・建設経済局建設業課長から別紙1のとおり通知がありました。

つきましては、施工中の工事及び業務（以下「工事等」という。）について、  
下記及び「新型コロナウイルス感染症に係る職域接種を踏まえた工事及び業  
務の対応について」（令和3年6月10日付け技第184号及び建不第33  
0号）のとおり引き続き適切に対応するようお願いいたします。

なお、各市町村及び各建設業関係団体あてに、別途送付していることを  
申し添えます。

#### 記

#### 1 施工中の工事等における感染拡大防止措置等

施工中の工事等における感染拡大防止措置等については、引き続き、ア  
ルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場  
でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意など、  
感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影  
響緩和の対策が講じられるよう、改めて、受注者に対して「建設業におけ  
る新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日  
（令和3年5月12日改訂版）」及び内閣官房の新型コロナウイルス感  
染症対策ホームページにおいて公表されている業種ごとの感染拡大予防  
ガイドライン等の周知徹底を図るなど適切に対応すること。

#### 2 施工中の工事等における一時中止措置等

##### （1）重点措置区域

施工中のすべての工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の受注者に、日常のコミュニケーション等により今後の対応について確認し、受注者から工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の希望がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき工事等の一時中止や設計図書等の変更（以下「一時中止措置等」という。）を行うこと。なお、一時中止措置等行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応すること。また、一時中止措置等に伴い工期又は履行期間が年度を超える可能性がある場合には、繰越し等の手続をとること。

## （２）対象地域外

対象地域外における工事等について、受注者から一時中止等の希望の申出がある場合には、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取り組み状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは（１）に準じた措置を行う。

## ３ 感染拡大防止対策に係る設計変更

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行うこと。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。

県土整備部

技術管理課企画調整班 043-223-3442

建設・不動産業課契約・審査班 043-223-3116